



# 栗原市勤労者ライフローン融資

## 融資対象

栗原市に居住または勤務をする勤労者で、次の条件に全て該当する者とする。

- ①申込年齢：申込時年齢が満18歳以上で、最終返済時が満76歳未満の方
- ②勤続年数：同一勤務先に1年以上勤務している方  
\* 自営業者等の給与所得以外の場合は原則として3年以上
- ③年収：安定継続した年収（前年税込年収）が150万円以上ある方
- ④東北労働金庫の指定する（一社）日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方



## 融資内容

制度名	融資限度額	融資利率	返済期間 (据置期間)	資金使途 (※)
生活資金融資	100万円 (1万円単位)	2.75%	7年以内	耐久消費財購入資金等
教育資金融資	300万円 (1万円単位)	1.45%	10年以内 (6年以内)	授業料等の教育資金等
福祉資金融資	100万円 (1万円単位)	1.25%	7年以内 (1年以内)	出産、育児、災害復旧 資金等
自動車資金融資	200万円 (1万円単位)	1.45%	7年以内	自動車購入資金等

## 保証

- ・（一社）日本労働者信用基金協会が保証し、保証人は原則不要とします。
- ・保証料は、団体会員、団体会員以外の何れも東北労働金庫の負担とします。

## 利子補給

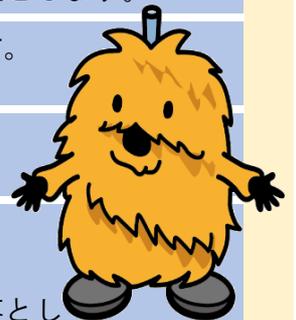
- ・（一社）宮城県労働者福祉資産協会より利子補給が受けられます。  
※申込人の勤務先等によって該当しない場合があります。

## 融資形式

証書貸付

## 返済方法

- ◎元利均等毎月返済または元利均等毎月・加算月併用返済  
(加算(一時金・ボーナス)返済部分は総融資額の50%まで)
- ◎返済は融資利用者名義の東北労働金庫の普通預金口座より引き落とし
- ◎教育資金融資・福祉資金融資で据置期間を利用する場合  
教育資金融資については就学中の最長6年の範囲で、福祉資金融資については  
育児・介護休業取得期間中の最長1年の範囲で元金返済を据置くことができ、  
その間は利息のみの返済となる。据置期間終了後は、元利均等毎月  
または元利均等毎月・加算月併用による元利金返済となります。



### ※各融資の資金使途

- ・生活資金融資については、申込人本人もしくは2親等以内の親族のための旅行費用、趣味の費用、結婚費用、葬儀費用、物品・家具耐久消費財購入費用など生活に必要な費用
- ・教育資金融資については、申込人本人もしくは2親等以内の親族のための入学金・授業料や仕送り費用など、教育全般にわたり必要な費用
- ・福祉資金融資については、申込人本人もしくは2親等以内の親族のための医療、介護、災害復旧及び育児、介護休業中の生活資金（ただし、災害復旧費用については3親等以内の親族での取扱い可）
- ・自動車資金融資については、申込人本人もしくは2親等以内の親族のための自動車関連費用

## 申込方法及び申込先

東北労働金庫築館支店（0228-22-1211）へ直接ご相談ください。

- ・必要な書類などにつきましては、事前にご相談ください。
- ・実際の融資には、金融機関所定の審査がございます。